

# 平成31年第3回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成31年3月8日（金曜日）

---

## 出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	実川圭子君
委員	上林真佐恵君	委員	関田貢君
委員	中村庄一郎君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君		

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（3名）

議長	押本修君	1番	森田真一君
2番	尾崎利一君		

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（4名）

副市長	小島昇公君	市民部長	村上敏彰君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君

## 会議に付した案件

- （1）第23号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- （2）所管事務調査

日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について

午前 9時29分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから平成31年第3回大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、第23号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） おはようございます。それでは、何点かお伺いします。

まず、この条例の改正ですけれども、市民生活との関係で、昨年もこの国民健康保険税の条例改正、値上げの改定が行われた際にも同じことを申し上げたんですけれども、国保の加入世帯にとって国保税の負担、大変重いものとなっています。

昨年もお尋ねした事例で、例えば40代夫婦と子供2人、給与収入400万円という御家庭の場合、現在の国保税が年間幾らになるのか、来年度からの値上げで幾らになるのか、また市の計画どおり、昨年の春からですね、今年度から6年間毎年値上げを行った場合、5年後の平成35年になるんですかね、2023年になると思うんですけれども、これで幾らになると見込まれているのか、改めて教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御質問のケースの場合ですが、夫の給与収入のみと仮定いたしまして、現在の保険税率等によります国民健康保険税額は39万1,400円、平成31年度の改定によります保険税額は41万2,900円、5年後の保険税額を平成31年度の標準保険料率と仮定した場合、保険税額は48万2,700円となります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 昨年も同様の質疑をしたんですけれども、その際の御答弁では6年後の2023年度は46万9,900円という御答弁だったかと思います。そのときの試算よりも、またさらに高くなる見込みということで、本当にこれ重い負担で、私本当に高額だというふうに思います。今年度から6年間かけて一般会計からの繰り入れを段階的になくしていくってことですけれども、これつまり市民にとってみれば、6年間その分毎年値上げがされるって計画の今回2年目の値上げを行うってということで、本当に私はこれは市民の命と健康にかかわる重大な値上げだっていうふうに考えるんですけれども、その点について市の認識を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 公的医療保険につきましては、それぞれの制度の中で加入者の年齢構成、医療給付、所得等の差がある中でですね、それぞれの制度の中で運用されております。ただ、その中でですね、国民健康保険、さまざまな構造的課題がございます。その中でですね、こうした課題、特に一般会計からの赤字補填繰り入れを解消することによって財政の健全化を進め、国民健康保険税の制度の安定的な運営を図っていく必要があると認識してございます。こうしたことからですね、市といたしましては、医療費の適正化に努めまして、東京都全体で支え合う国民健康保険の運営の一助となるよう努めて、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制づくり、これに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 制度を安定的に運用するっていうのは当然必要なことで、それは大事なことなんですけれども、ただ、もう現状保険料を払うのが高過ぎることで、市民の少なくない方々が必要な医療を受けられてないという状況に置かれているというのが現状だと思います。その市民の皆様が安心して医療を受けられるようにっていうことは、いつもおっしゃられますけれども、現時点でもう個々の加入者の皆さんは、安心して

医療を受けられる状態に置かれていないわけで、それをさらに値上げするってことは、ますます必要な医療から遠ざけられるってことになると思います。その現時点で国保加入者がなぜ安心して医療を受けられない状態に置かれているかって、私も何回も申し上げてますが、そのことを市はなぜ、その理由はどこにあるっていうふうに認識してるのか教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の構造的な話、課題の繰り返しになってしまいますが、国民健康保険制度加入者の年齢構成が高く、また医療費水準も高い。また、他の社会保険に比べまして所得水準も低いという課題がございます。そうした中でですね、一定割合の保険税御負担いただいているかと思うんですけども、そうした保険税への配慮といたしまして、制度といたしまして7割、5割、2割の均等割の軽減ございます。また、このうち5割、2割の軽減につきましては、軽減判定所得というのが毎年見直されて上がっているところがございます。こうしたところの制度の配慮、所得に対する配慮もございます。また、市といたしましても、応能応益割の中で応益割を抑えることによりまして、所得の低い世帯への配慮を行っているところではございます。

また、多子世帯への保険税額の軽減ということで、子育て世帯への配慮も行ってる中で、より保険税の抑制というところで努めさせていただきまして、負担軽減に努めてるところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 市がそういうさまざま軽減の努力をされているってことはもちろん承知してるんですけども、そういうことを行ってもなお保険税が高過ぎて加入者の生活を追い詰めてるってというのが、私は現状だというふうに思います。この加入者が今おっしゃいましたけど、ここ年金生活の方とか高齢者の方とか、所得水準の低い方が多くを占めてる、所得200万の方8割っていう、この保険の、国保の加入者の方々の、この負担できる限界をもう今既に超えているのに、それでさらに値上げをしてしまったら、もう本当に国保税納めることができないっていう方も、今もいらっしゃいますけど、ますますそういう方ふやすっていうことになると思います。

その保険税、保険料やっぱり高過ぎるっていうことで、何回もこれまでもいろんなところ、一般質問などで私も御紹介してますけど、国保税払えない方もいらっしゃいますし、それを何とか払っても、お医者さん行けないって方もいらっしゃいます。回数減らしてる方とかね、週に1回来いってお医者さんから言われてるけど、それを月1回にせざるを得ないって御相談とかね、たくさん本当にいただいていて、市は昨年行った市民説明会、国保税のこの市民説明会の中で、国民健康保険は国民皆保険の最後のとりでであるっていうふうに御説明をしていたかと思います。であれば、私は本当に加入者の方々が安心して支払える金額に設定すべきだと思います。

市としても国や東京都に対して、あ、国にですね、国の公費負担割合を拡大するようっていう要望をね、されてるっていう、それは私も承知してますし、それは本当に大事なことだと思うんですけど、そもそもやっぱり国がもっと財政負担果たすべきだって私も思いますので、それは本当に大事なことだと思うんですけども、現時点で国はその責任を十分に果たせていないわけで、そうであれば、やはり市が国のかわりに市民の皆さんを助けるっていうことが大事なんじゃないかと思います。

その国は赤字補填ということで、この繰り入れを赤字っていうふうに位置づけて、それ解消するように、そういう方針出てきてるって、それももちろん承知してるんですけども、でもやっぱりその中で市が繰り入れしてきたってことは、私本当にすごく意義のある必要なことだったっていうふうに、今も必要なことだって

いうふうに思います。その市が、この国の方針に沿って繰り入れやめてしまえば、結局その分の負担は今も苦しい国保の加入者の皆さんにいくわけで、やっぱりそれは私は住民福祉の増進を図るっていう自治体の役割に逆行するっていうふうに思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険制度の安定的な運営のためにですね、財政の健全化、一般会計からの赤字補填の繰り入れっていうのは、解消しなければならない、不可欠であるというふうには考えてございます。

国民健康保険の課題といたしまして、その国民健康保険の財源のうち保険税で運用するべき部分に不足が生じておりまして、現状ではこの不足部分に対して一般会計からの繰り入れによって補填が行われているところでもあります。このことで国民健康保険の医療給付に対する本来あるべき税負担が不明確になっていることを国は課題視し、一般会計からの繰り入れによる補填の解消を求めています。

国民健康保険を安定的に運営するためには、繰り返しになりますが、財政の健全化が不可欠になります。市では東京都市長会を通じまして、東京都への要望事項として、国に対し公費の負担割合を拡大するよう要望しております。また、市といたしましても、保健事業等の一層の取り組みによりまして、市民の皆様の健康寿命を延伸させまして、医療費の適正化につなげてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん制度の安定化、財政の健全化っていうのは、本当にやらなきゃいけない。そうしないと国保の制度自体が破綻してしまうっていうふうに思うので、それは本当にやらなきゃいけないことなんですけれども、じゃ、なぜそれを今も生活が苦しい国保の加入者の方々がそれをやらなきゃ、その責任、負担を負わなきゃいけないのかっていうところだと思うんですね。

その、国にももちろん求めるってこともすごく大切なことで、それはもうどんどんやっていただきたいし、でも国が現在やってないっていう、十分にやってないっていう実情があるわけですから、国がそれをやるまでの間は市が暫定的に繰り入れを行ってっていうのが私は必要だというふうに思います。本当、国や都がやらないんだったら、市民の一番近くにいる市が最後のとりでとなって、市民の命と健康を守る必要があるのではないかっていうふうに思うんですけども、国がね、その赤字解消しろっていうことで、6年間っていうことで特例基金も設けてやってるのは、もうもちろん承知なんですけれども、かといって、やっぱりそこで市がそのとおりにやるっていつかはしごを外してしまったら、本当に市民はどうなるのかってことだと思うんです。

確かに一般会計から繰り入れ、来年度も約5億円っていうことで、本当に大きい金額だとは思いますが、それでも市民の命と健康を守るためには繰り入れをする必要があるというふうに思います。これが私は自治体の責任なのではないかと思うんですが、その点についてもう一度認識を教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 毎年保険税の見直し、財政健全化計画にのっとって行っているところではございます。こうした現状、現状というか動きにつきましても、国全体で見ますとですね、これは厚生労働省の資料によるんですけども、平成30年度、全国の区市町村の約80%が赤字補填繰り入れを解消し、これは当初予算ベースでの話になるんですけども、80%が赤字補填繰り入れを解消してると。また、公費の投入ですとか激変緩和措置によりまして、77%の自治体が保険税の引き下げ、据え置きを行ってるところではございます。

全国的にはこうしたですね、国民健康保険の安定化、安定的な運営に向けた財政の健全化を進めているところではありまして、国といたしましても、この国民健康保険制度改革に毎年3,400億円の公費を投入してるとこ

ろではあります。国全体でこの国民健康保険の制度安定のために取り組んでるところというふうには認識しております。その中で市といたしましてもですね、今現状の一般会計からの赤字補填繰り入れ、これは見直していく必要があるというふうには考えてございます。

また、保険税の抑制につきましてもですね、保健事業の一層の取り組みによります医療費の適正化ですとか、また保険者努力支援等の交付金、これをですね、活用することによりまして、保険税の抑制、保険税の負担の抑制に努めていきたいというふうには考えてございます。また、そのように取り組んでるところと考えてるところであります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今御答弁で、全国の自治体で77%が保険税を、保険料を引き下げてる、または据え置いているという御答弁あったんですけども、だったら、その多くの自治体がそういうふうにしてるんですから、当市もそういうふうと同様に据え置く、または値下げするべきなんじゃないかと思うんですが、その点についての認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） ただいま副参事のほうからお話が、説明がございましたが、全国の77%の自治体が据え置きあるいは引き下げというのはですね、国の激変緩和の公費が入ったおかげで据え置きまたは下がったということで、もともとの保険税が当市よりも水準が高いと、そういうところに激変緩和の公費が入ったことによって下がったと、そういうふうには認識いただいて結構でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 当市でも激変緩和のお金っていうのは入ってると思うんですけど、それでもなお値上げになってしまってるわけですから、私はこれは本当に市民の皆さん、本当に命と健康を脅かされるっていう、もうそういう事態になってますので、本当にやめていただきたいというふうに思うんですが、もう一つ、最後に周知と市民の皆さんへの理解という点で、市民の皆さんとお話すると、やっぱりこの今年の春も値上げして、ことしの春も値上げするっていう、本当に御存じないんですね。本当に驚かれます。その話とても信じられないっていうふうに、やっぱり会う方、会う方言われます。市の計画では、6年間で段階的に繰り入れなくするっていうことですから、協議会のときも御説明いただきましたけれども、来年以降もこのままいけば、来年も再来年も、その翌年もっていうふうに値上げになるっていうことで、本当にちょっと信じがたいっていうふうにもうみんなおっしゃいます。その市民の皆さんへの周知ってこともそうなんですけれども、どのように理解してもらおうつもりなのか、その点について市の御認識を伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 市のですね、一般会計からの赤字補填繰り入れ解消に関する考え方につきましてはですね、今年度、全戸配布いたしました国保だよりの中でですね、その国が設けました特例基金のあるうちに皆様の国民健康保険税の抑制がきく間にですね、解消を図るという、この考え、これを国保だよりを全戸配布する中で記載させていただいておりまして、広く周知を図らせていただいているところではあります。

この計画に基づきまして、今年度、財政健全化に取り組むというところで、その中の一環といたしまして、国民健康保険税の改定というのも行うように考えてるところではございます。

この周知につきましては、2月1日号の市報でまず市の国民健康保険運営協議会に行いました諮問の内容、これを掲載いたしました。また、3月1日号の市報ではですね、答申の内容ですね、こちらを掲載させていただきました。また、この諮問や答申の内容につきましては、市のホームページでも記載させていただいております。平成31年度につきましても、全戸配布の国保だより、これを行うように考えてございますので、改定に

関する考え方、また財政健全化に関する考え方につきましても、この国保だよりや市のホームページ等で周知してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 周知についてはわかったんですけども、どう理解をしていただくかっていう点についてもお願いいたします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） そのさまざまな媒体がございまして、その中でですね、丁寧に、またわかりやすい内容でお伝えすることによって、皆様におわかりいただけるようにですね、伝えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 私も市報見ましたけど、なかなかわかりづらい内容だなというふうに、国保制度そのものがちょっと難しいってということもありますけど、やっぱりまだまだわかりづらいですし、この連続で値上げをしていくってことは、やっぱり市民の皆さんからはとても理解できない、納得いかないところがある。私は市民の皆さんの感情だと思うんですね。でも、市が現在今すぐく財政難で、もう何か財政破綻するかもしれないというような、そういう状況であるならともかく、今基金総額が約50億円積み上がっているという状態で、そういう中で、ただでさえ今でも高く支払うのに苦慮してるような、その国保を6年間毎年値上げしてくるってことが、とても私は市民の皆さんが理解、そういうことを納得していただけるとはとても思えません。本当に健康保険ですから、死活問題、市民の皆さんにとってはもう文字どおり死活問題で、私はやっぱり命ってものは何よりも最優先で絶対を守るべきであるものというふうに思います。

先日一般質問で、尾崎議員が全国国民医連の調査について御紹介したんですけども、きのう、3月7日ですかね、朝日新聞の記事でこのこと載ってまして、この全国国民医連の調査では、経済的な理由により医療機関での受診がおくれ、2018年に死亡した方が77人いたことが明らかになったそうです。このうちの22人は保険料が支払えないなどの理由で、公的医療保険に加入してない無保険の方であったということで、でも国民医連に加入する全国の病院、診療所636カ所が対象の調査ってことだったので、これ本当に全国的に見れば氷山の一角であるというふうに私は思います。国からの繰り入れの解消とか、その財政健全化計画の策定を求められてるってことはもう十分承知してるんですけども、それでもなお市には最後のとりでとなって、市民の命と健康を守る責任があるというふうに思いますので、繰り入れを行って、値上げではなく値下げを行って、加入者の負担軽減を行うことを要望いたします。要望です。

○委員（木戸岡秀彦君） 改めてお聞きすることと、何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、国民健康保険の広域化の目的について、市はどのような認識をしてるのかお伺いをいたします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化の目的についてであります。都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりまして、区市町村とともに国民健康保険を運営し、国民健康保険が国民皆保険の下支えとして持続可能な制度となるように安定化を図ることで、市民の皆様が安心して医療を受けられるようになることを目的としているものと認識しております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、今回の広域化に伴う財政措置としてですね、国・都から多額の財源が使われておりますけども、どのようになっているのか、詳細をお聞かせいただきたいと思っております。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 広域化に伴う財政措置といたしまして、国からは公費といたしまして、毎年約

3,400億円の財政支援が行われております。この大まかな内訳といたしまして、低所得者対策の強化といたしまして約1,700億円、保険者努力支援制度や財政調整機能の強化等で約1,700億円となっております。また、東京都のほうからもですね、財政支援行われておりまして、その中の一部で激変緩和措置に関する費用として充てられておりますので、そうしたところで国や都からの財政支援が行われてるというふうになってございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この財政支援についてですけれども、保険者努力の支援制度っていうのがありますけれども、市としてもさまざまな医療費抑制に取り組んでいると思うんですけれども、市が今まで取り組んできた医療費抑制の内容について伺いをしたいと思います。

○保険年金課長（越中 洋君） これまでの医療費抑制の取り組みといたしましては、レセプトデータを活用いたしました保健事業といたしまして、糖尿病等重症化予防プログラム、ジェネリック医薬品利用差額通知等の事業をですね、平成25年度から行っております。この事業全体でですね、ジェネリック医薬品等の医療費の抑制事業として2億円の医療費抑制効果、また糖尿病等の重症化予防によって人工透析への移行を予防する、このような効果の部分でですね、おおむね1億6,000万円程度の効果があったものと推計してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 抑制の効果がある程度出てると思うんですけれども、現状、今後検討している取り組みはあるのか伺いたしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 平成31年度につきましては、新たな保健事業の取り組みといたしまして、レセプトデータを活用した低栄養防止に係るフレイル対策ですとか、慢性閉塞性肺疾患の注意喚起を図る事業に取り組みたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） これによって効果っていうのはどのぐらい予測をしてるのでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 新しい保健事業の効果額につきまして推計いたしました。保険者負担割合を7割として算出してございます。

初めに、低栄養防止に係るフレイル対策につきましては、低栄養関連のですね、治療を中断されてる方に医療機関への受診勧奨通知を送付するものでございまして、これによって受診再開によって改善を図るものになりますが、この通知によって仮に20%の受診再開を目標とした場合に、年間で約100万円の効果があるものと見込んでございます。

また、慢性閉塞性肺疾患の通知事業につきましては、この通知を送ることによりまして、慢性閉塞性肺疾患のですね、この病気に関する抑制、また慢性閉塞性肺疾患の併存リスクの高い糖尿病などの、こういった発症リスクの高い疾病に関する抑制に関する取り組みもございまして、仮に対象者のうち5%が禁煙することで、糖尿病の発症リスクを非喫煙レベルまで抑えたものとした仮定の試算を行ってるところであります。これがですね、最大で年間約270万円の効果があるものというふうに見込んでございます。また、この慢性閉塞性肺疾患の啓発事業につきましては、喫煙することで糖尿病以外にもですね、併存リスクの高い症状がございまして、こうしたその他の疾患にもですね、抑制効果を働くものというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 医療費抑制についてはさまざまな取り組みを行ってると思うんですけども、今回の措置で一般会計からの赤字補填の繰り入れが約6億円ということですけども、30年度は6.25%、31年度は6.08%ということですけども、これ市にとって、市民にとって大変なものだと私は思うんですけども、被保険者の保険税負担を抑制するために、医療費の適正化、先ほどお話ありました保険者努力支援の交付金についてお伺いしたいと思うんですけども、平成30年度は前回の厚生文教委員会的时候には1,700万円ということで見込んでお聞きしておりますけども、現状の見通しについてどのようになっているのか。また、平成31年度は2,000万円という見込みということをお聞きしておりますけども、これが今後継続されていくのか、また内容によって増額することによって、保険税を抑制することができるのかお聞かせいただきたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 平成30年度の市に対する保険者努力支援制度の交付金につきましては、保健事業等に対するインセンティブの仕組みということで、1,797万円交付決定がされております。予算計上時ににおける見込み額を約100万円程度上回っているのが現状でございます。

こうした保険者努力支援による交付金につきましては、翌年度以降の保険税の抑制に活用することが可能となっております。保健事業の取り組みですとか、国民健康保険税の現年分の収納率等が、この保険者努力支援制度の対象となつてございますことから、こうした各保健事業を深めますとともに、医療費の適正化、収納率の向上を図りまして、最大限の公費獲得に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは、今後のまた新たな取り組みによって、平成31年度は2,000万以上と見込んでくれることでよろしいでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） あと、歳入増歳出減によって抑制を図る努力が必要ということで、前回の厚生文教委員会でも、昨年ですね、お聞きしておりますけども、今後どのような取り組みができるのかお伺いをしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 歳入ではですね、口座振替の促進などによりまして、納税課との連携を図りまして、前年度の収納率実績、現年分になりますが、これ93.6%になっておりますが、こちらを超えることを目標といたしまして、収納対策を図るとともに、新たな保健事業の実施によります一層の公費の獲得に取り組むように考えております。

また、歳出につきましては、歳出抑制に最も効果があります医療費の適正化に向けまして、各保健事業を進めるとともに、中長期的な取り組みといたしまして、市における医療費等の特性を分析し研究し、将来的な施策の準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 新たな取り組みも含めてさまざまな取り組み、結果が出るような取り組みをしていただきたいなと思います。

最後にですね、国民健康保険税の改定について、先ほど他の委員からもお話ありましたが、昨年の3月15日、市民に対して国民健康保険の改定についての市報、特集を出されたと思うんですけども、それについて配布されましたけど、市民の問い合わせだとか内容についておわかりになれば、お聞きしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 済みません、昨年度の3月15日号の市報の集計がちょっと手元にないんですけ



れども、ただ、今年度の7月に納税通知書をですね、発送した際の、その際の市民の皆様からの問い合わせというのは資料としてはございますので、そちらを説明させていただきます。

今年度は、納税通知書発送後にですね、その発送した週の翌週の金曜日まで8日間の問い合わせ件数を集計してございます。問い合わせ件数といたしましては388件で、このうち保険税額の問い合わせというのが59件、これ約15%程度になります。また、広域化に関する内容につきましても3件ということで1%程度になっておりますが、そのほかにつきましては、社会保険の加入に関する問い合わせですとか、そうした制度全般に関する問い合わせがほとんどでございました。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。問い合わせが388件ということですが、今回、2月1日、先ほど3月1日の諮問についての指標が出ておりますけれども、やはり市民にとってはやはり先ほどほかの委員からもありましたけれども、どうしてもわかりづらい。実際に見てどういう内容なのか、よくわからないという声をお聞きしています。そういった意味では、市民にわかりやすい周知をぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、この点について最後お聞きしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 今後につきましても、国保だよりですとか、市の市報、それからホームページへの掲載に伴う発信に努めまして、また要望がございましたら、こちらのほうから出張講座という形です、説明に赴かせていただきまして、丁寧な説明、理解に努めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 何点か伺います。

初めに、今回の国保税改定の提案内容は、昨年示された6年間の赤字解消の計画に基づいての2年目ということで理解をしております。1つは東京都の広域化による取り組みなわけですが、この多摩26市、当市では6年間の解消ということで昨年計画まとめられましたが、東京都下のこの多摩26市の状況はどうなってるのか伺いたしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国からはですね、一般会計からの赤字補填繰り入れの解消、削減の目標数値を定めました定量的な財政健全化計画の策定を求められております。このことから、昨年度、この目標数値を定めない定性的な計画策定にとどめた市につきましては、今年度中に定量的な計画を策定いたしまして、その数値目標に向けて赤字補填の繰り入れ解消に取り組むものというふうに認識してございます。一例なんですけれども、平成31年度の第1回定例会に上程中の自治体ですので、この自治体名は伏せさせていただくんですけども、規模の大きい市なんです、当市と同様に6年で赤字補填繰り入れの解消を予定してる自治体もございまして。年度末までにですね、各市のその定量的な財政健全化計画の状況が出そろうかというふうに認識しておりますので、その結果につきましては東京都市国民健康保険協議会において集約されることとなっております。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 今の御説明を聞いている限りでは、なかなかこの東京都下ではね、6年間の解消ということで進んでるようにも見えないわけですが、また一方で、これまでの説明では、全国では既に全体の8割の自治体が赤字繰り入れの解消を行っているという御説明もあったかと思えます。

私たちの東大和市を含めて、この東京都下では国保財政の運営においては、赤字繰り入れによって保険税負担の抑制を図ることが恒常化してきておまして、またそういう中で保険税の抑制を図ってきたと、当市でもそういう運営をしてきております。そういうことを考えると、すぐこの当市でのこれまでの取り組みの現状

と大きなギャップを感じるわけですが、その点についてはどういう認識を持っていらっしゃるのか。

また、赤字繰り入れを行っている当市も含めて残り2割の自治体と、全国ではということになるかと思うんですけども、同様に、この2割の自治体、赤字繰り入れを行っている自治体は、この6年間の中で赤字繰り入れの解消に向けて日本全国の自治体が取り組んでいってるという認識なのか、この点について伺いたいと思います。

**○市民部副参事（岩野秀夫君）** これまでのですね、広域化前の市町村単位での国民健康保険では、各自治体の保険税率が比較しにくい状態でありました。これが広域化によりまして、統一的な基準で各自治体の標準保険料率が公表されましたので、本来あるべき保険税率がいわゆる見える化ということになっております。

このことからですね、現状の保険税率とのその標準保険料率との乖離ですとか、他の自治体との比較が容易になりましたことから、解消すべき赤字補填繰り入れにつきましても明確になってるものと、このように認識しております。国からは、赤字補填繰り入れを行っている全ての自治体にですね、財政健全化計画の策定を求められておりますので、当市を含めまして、その残り2割の自治体全てが赤字補填繰り入れの解消に取り組んでいるものと認識してございます。

以上でございます。

**○委員（中間建二君）** 国から大きな財政措置がなされて、一方では負担が、保険税が安くなる自治体もある中で、当市のような東京都下の自治体においては、保険税改定、増額改定という非常にこの難しい局面になっているかと思えます。

ちょっと次に伺いたいの、既に赤字繰り入れを解消してる自治体の保険税水準というのはどういうものなのか。自治体によって、自治体の財政規模によってさまざま違いがあるわけですが、東大和市と比較的似た財政規模の自治体においては、赤字繰り入れが解消してる自治体というところの保険税と、当市の現状の保険税とでどれぐらい差があるのか、このような試算なり調査は行ってるのか伺いたいと思います。

**○市民部副参事（岩野秀夫君）** 財政規模での比較と申しますか、当市と被保険者数の規模が近い自治体の比較というのを行わせていただいております。平成30年度の当初予算ベースで赤字補填繰り入れを行っていない自治体で、当市と被保険者数が近い2自治体との比較を行ってございまして、夫婦2人、子供2人、世帯収入400万円のモデルケースでですね、保険税額を比較いたしましたところ、大阪府貝塚市、こちらが当市より10万円ほど、また広島県三原市、こちらが当市より5万円程度ですね、それぞれ保険税額が高いというふうに確認しております。

以上でございます。

**○委員（中間建二君）** 既に赤字繰り入れを解消している自治体においては、保険税がこれまでも重い負担にはなってるということかと思えます。昨年に引き続き、ことしも約6%の増額ということで、これは大変に重いものであるというふうに私たちも受けとめておりますが、また一方で、今回この増額改定を見送った場合に、来年度以降にどういう影響が想定されるのか、この点についてはいかがでしょうか。

**○市民部副参事（岩野秀夫君）** 今回改定を見送った場合なんですけど、解消すべき赤字補填繰り入れを残りの4年間で解消することとなりますので、現在お示ししております保険税改定率と比較いたしまして、大きく上回ることになるものと想定されます。また、税改定を行わなかった場合につきましては約9,500万円の不足が生じますので、その分の繰り入れが必要となります。結果として財源の不足から、そのほかの事業の縮小あるいは基金の取り崩し等の対応が必要になるものと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　ことし見送っても大変に、来年度以降厳しい影響があるということを伺ったわけですが、それでもですね、それでも2年連続の増額改定は大変に重いわけございまして、来年度以降ですね、東京都が示す標準保険料率によって納付額が決まってるってことを考えますと、これが減額されていく可能性というものはあるのか。また、ことしの改定を行ったとしても、来年の以降の残りの4年間の中で保険税改定の抑制もしくは見送りということが選択肢に入ってくるような努力なり取り組みがなされないのか、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君）　市が行う保健事業の取り組みによりまして医療費の適正化が図られた場合ですね、来年度以降のですね、東京都へ支払う納付金が抑制され、その分の保険税率は抑えることができると認識しております。

また、糖尿病等重症化予防や収納率向上の取り組みによりまして得られる保険者努力支援分、支援金の交付金ですね、こちらにつきましては翌年度以降の保険税率の抑制につながり活用することが可能となります。

一方で、仮にですけども、医療費が想定以上に伸びた場合はですね、納付金の増額が、東京都からの納付金の増額ということが考えられますが、そうした場合は保険税率がさらに上がってしまうということも考えられるんですけども、そうしたことにならないよう、引き続きですね、保険税抑制に向けた努力を続けてまいりたいと考えてございます。

あとですね、先ほど副参事のほうから話がございましたように、医療費本体ですね、こちらの課題もですね、全体的な課題というのがございますので、こちら本体をいかに下げられるかと、このような取り組みにつきましても進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（中間建二君）　これまでも取り組んでいただいているわけですが、やはりこれだけの増額改定が継続されるっていう現状を考えますと、より一層取り組んでいただかなければなりませんし、またこの国保加入者の皆様にも、当然保険税は重いよりも軽いほうがいいに決まってるわけですから、そういうことを考えますと、単に病気になったら医療にかかればいいっていうことではない制度になってる、その日ごろからの健康づくりが結局結果的には保険税にも返ってくるということの仕組みを、この国保加入者の方にも広く理解をしていただく努力をぜひ継続していただきたいと思います。

あと最後、1点ですけども、東大和市では特にこの低所得者への配慮として、応能応益割合の負担割合について、本来基準であります50対50から64対36ということで、低所得者に配慮した負担割合を設定をされてるということで、何度も確認をしております。改めて再度、この応能応益割合の負担割合をこういう設定に、低所得者に配慮してるということが具体的にわかる試算というか、仮に50対50にした場合との比較、検討というものについての試算についてお尋ねしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君）　仮に応能応益割合を50対50にすることでいたしますと、均等割額が増額することになりますので、その分所得の低い方への負担が増すこととなります。平成31年度の保険税改定率で比較いたしましたところ、均等割額を50対50にすることで、1人当たり約2万円の増加というふうになります。

以上でございます。

○委員（中間建二君）　2万円ってのは非常に大きな額だと思いますので、その取り組みは継続をしながら、また来年以降ですね、何としてもこの抑制が、増額改定を避けられる努力を引き続きよろしくお願ひしたいと思

います。

以上です。

○委員（関田 貢君） 今回の国民健康保険税の事業についてはですね、私はこの東大和市の国民健康保険税のこの歴史をね、今先ほど他の委員も国の基準5対5でスタートすべきことの内容が、それぞれの県や市の事情によって、その5対5か、今3.6%、3割、5割、3.6という、その低所得者の守られてるというお話がね、私はこれは構造的な話なんでね、私は国民保険税がこのように今回大きく社会問題になったのは、これはやはり各市町村が国民健康保険税を管理してきて、それぞれのばらつきが今回顕著化になったのかなと私は思っています。そして、当市は東京都の配下の中でこのような数字が示されて、そして今度は国基準の東京都が広域化することによって、そしてこの広域化の事業がこの国に合わせる、あるいは東京都の合わせることによって、この東京都が示した25億928万という、この市が納めなきゃいけないお金が東京都から広域化の事業として示され、そしてその赤字が5億8,059万となったと。これがそもそもね、こういう広域化になったことで赤字のその各市町村の取り組み事情が大きくな、変わってて、その内容のそれぞれの対策の立て方がこういう事情を生んだと私は思っています。

ですから、こういうことを今度は精査していくということになったときに、私は端的に言うんですが、この不足分を今このうちの市は市長がね、国民健康保険運営協議会にこういう中身を答申して、その答申したその委員会のメンバーはね、こういう事情の問題について、今いろんな委員さんが質問されたようなことを答申内容の、この協議会ではどのような内容が答申されてるのか。ただ数字に語呂合わせの意見書をつけただけなのか、その中身をちょっと、国民運営協議会の皆さんの意見がどのような意見があったのか、そこをちょっとお聞きしておきたいと思います。

それで、私はこの不足額がね、こういうふうにならざるということ、確かにわかりづらいです、国民健康保険は。私もサラリーマンしてたんで、会社の人天引きで納入されますから、そういう人から言わせると二重課税ってことで、国民健康保険は長くそういういろんなばらつきから言われて社会的な問題がありました。しかし、今度は私がこういう立場になって国民健康保険の一員となると、国民健康保険の税を納める人の守備範囲が広範囲です。サラリーマンってのは一定のレベルが保障される。国民健康保険税は本当に広範囲な納税者がいるために、非常にこれは各市町村が大変な問題をやってきたと私は思います。

ですから、そういう問題を、今度はこの結論を6年間でね、じゃこの国基準に合わせるために、国から求められた財政健全計画を策定しろと、それでその5年間で解消しろということで、この負担額が全てがね、国民保険者に負担を強いられて、先ほど言うように6%からの値上げになると。それも5年間ね、継続で値上げになるなんていうことは普通あり得ない、市民感覚でいけば。だけれど、こういうしわ寄せがここへ来たということで、これは市民に十分にね、説明をしていただきながら、この6年間で財政赤字を解消するということを言われてる。そういう財政赤字の解消にそういう答申の委員のメンバーもそうですし、そしてその不足額を市民にこれだけ押しつけたんだから、市のね、一般財源のことで、この例えば25億で不足額が5億8,000万、その半分でも、あるいは3分の1でもね、市民にわかりやすい、市民に説明する資料として、こういう文書の書き方の中へ市としても市民にこれだけの財政の負担をしなきゃいけないと、6年間。だから市も1億円をね、こういうことで特別に出すとかっていう項目が検討できなかったかということをお伺いしたいと思います。

2点について。

○市民部副参事（岩野秀夫君） まず、市の国民健康保険運営協議会でいただいた御意見、委員の皆様からいた

だいた御意見なんですけれども、主な意見といたしまして、諮問の際にはですね、今回の税改定の際にですね、市の一般財源の持ち出しということで、確定前期高齢者交付金の精算分、これ約3,500万程度あったんですけども、それが納付金に反映されておまして、この3,500万程度の確定前期高齢者交付金の精算額部分、これを一般財源において充当するというので保険税の抑制につなげていくっていうことを御説明させていただきましたところ、そこについては一定の評価をいただきました。

また、応能応益割につきましても、今年度、平成30年度と同程度の64対36と平成31年度につきましても同程度としたことに対する評価っていうのもいただいております。

その諮問の後にですね、その後、委員の皆様からですね、意見をいただく期間というのを設けさせていただきました。この間の委員さんの意見集約の中ではですね、全国の中で8割の自治体というのが一般会計からの赤字補填繰り入れを解消してるというところ、それから全面総報酬割の導入でですね、給与、賞与水準の高い被用者保険が多くのお出し金というのを御負担いただいております、その結果として国民健康保険に充てられる国費が増しているということに関してのところの御意見をいただいております。

また、答申案の協議の際にもですね、一般会計からの赤字補填の繰り入れをすることで、国民健康保険加入者以外の市税が充てられるということの問題視に関する意見もございまして、保険税を改定する必要性を認める意見というのをいただいております。こうした経緯を踏まえまして、答申の際にはですね、諮問の内容を認めていただくというふうな内容で御答申いただいております。

また、広域化につきましてはですね、国民皆保険の下支えとなります、非常に国民健康保険制度、重要な制度でございますので、これをですね、安定的に維持するために、どうしても財政の健全化が必要になります。その赤字補填の繰り入れに関しましても、国から統一的な基準を示されておまして、何を解消するべきかという、その補填すべき赤字部分というのは示されておしますので、そこに向けた解消というのを残り2割の自治体ですね、これが赤字補填繰り入れが残ってるというところで、この解消に向けて取り組む必要があるというところで、それに基づいて当市といたしましても赤字補填繰り入れの解消計画、財政健全化計画をですね、立てるところでございます。

説明方法についてわかりづらいという御意見をいただいております。それにつきましてはですね、国保日より、こちらについて多く、今年度2回発行予定でございますので、説明に努めていきたいと考えてございまして、また繰り返しになってしまいますが、要望がございましたらこちらのほうで赴かせていただきまして、丁寧な説明に努めまして、御理解いただくよう努めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今説明聞きましたけども、財政健全計画の中でですね、赤字補填計画の中で地方自治体が2割やってると、行ってるというお話がありました。そうしたときの2割が、この不足額の解消すべき赤字の5億8,000万何がお金の中に、それを市民に市として、その項目がもっと大きくクローズアップできない表示方法はなかったのか。ね。私はこういうふうな不足というと、国や都や地方自治体という役割分担で、市民がね、市は何にもしてくれないじゃないかと、この数字だけでいくと、今みたいな議論が一般的にされるのが当たり前だと私は思いますよ。市民にわかりやすい数字を並べるという市民向けの説明じゃないんですよ。これ市民に向けたら毎年6年間もね、値上げしてくっていう、何でこんな国民健康保険税になっちゃったんだというふうに単純に言われますよ。ですから、そういう言葉の解消という意味で、この不足額の明示を市民向けにもっと工夫したほうが私はいいいんではないか。あるいは、それを広報とかいろんな市報に知らしめて、

この負担の割合をもう少し親切にしないとね、6年間毎年値上げですから。ね。値上げをするためには、各議員さんもこういうことでいろいろと苦慮してる。もっと市が何か負担できないか、2割が5割にならないのかと、市は土地売って、その売った土地をこれに充てるとか、これ端的な話なんですけど、そういうようなことでわかりやすい財政の、市がここまで皆さんにも負担をかけてるんだから、市もこういうことで負担をしますよというような折衷的な話も僕は工夫できなかったのかなというふうに思います。

そして、僕はあと協議会の委員の皆さんはね、こういうふうに出された中身を検討して、前向きに検討されるから、非常に先ほどの答弁で、一般会計の繰入金はどうするとか、そういうお話、応能応益割の問題も話されたというのは、当然しかるべきな話であって、やっぱりそういうことをもっと鋭くね、今のようにこの財源がこういうふうな中を動くんじゃないくて、新しい視点からね、物を見て、今言うような市民の感情をこれで6年間抑えるにはどういう提案をしないといたほうがいいのかという提案の中身っていうのは、もっと進んだ意見っていうのはなかったんでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 国保運営協議会の委員さんにはですね、お忙しい中、貴重な意見をいただく中で御判断させていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

被保険者の皆さんにはですね、6年間続けて国保の税が上がるというところですね、非常に御理解をいただくのには難しいお願いをしてるということは、市も十分認識してございます。ただ、その2割の団体がみんな同じ方向に向いてですね、今改善に向けて努力をしてると。そういう中で、先ほど来ですね、委員の皆さんからやはりその市民の皆様、被保険者の皆さんも含めてですけどもね、ああ、こういうことなのかということ、やっぱりその8割の自治体がもう既に高いんですよ。だから今まで安かったんですよ、御理解してくださいというのでは、なかなかですね、近隣市との比較ってできますけども、遠いところの市と比べて、今まで安かったの、じゃ、しょうがないなっていう意見は難しいと思いますので、今御協力いただく中で、市民の皆様にこういったところでは還元ができていきますと、こういうところに一般財源をですね、充当していきますよというようなことも含めまして、御理解がいただけるようなPRには努めたいと思います。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） ほかの委員さんがいろいろ質疑をされたので、私からは1点、収納率のことについてお伺いしたいんですけども、いろんな軽減措置などもね、工夫されてる中で、その収納率がこの数値、92%ぐらいですか、それというのは保険料を払えないという原因が、その所得が低いから払えないのか、収納率がその数字であるということの原因というか、どういう世帯の方が払えていないのか、その原因をちょっと教えていただきたいんですけど。本当に所得が低くて保険料が高くて払い切れてないのか、それともほかに何か原因があるのか、その辺をどう分析してるのかお伺いします。

○保険年金課長（越中 洋君） 収納率でですね、未納の方の個別の状況というところでございますが、こちらにつきましては短期証の発行によってですね、短期証を取りに来ていただく際に、その方々ですね、個別の状況、生活の実態等をですね、そういったことを聞く中でですね、聞いていく中でだんだんと見えてくるものというふうに考えてございます。

現在、先ほど副参事のほうからございましたように、平成29年度の収納率の実績はですね、93.6%、前年度と比較いたしますと0.6ポイントですね、上昇してる状況でございます。また、これ速報になるんですが、今年度もですね、昨年末の状況におきましては、平成30年度改定ございましたが、0.7ポイント対前年比でございますね、前年同期比で上昇してございますので、まずはその納められない方の状況につきましては、窓口等で御相

談いただいた際に、きちっとこのところを把握してですね、その先ですね、その納税相談等につなげていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 保険料が高くて払い切れていないんだったら、それ、軽減措置が本当に必要な人のために有効になってるのかどうかっていうのを見直していただきたいなと思っているんですけども、今の御答弁ですと少しずつ上がってるということで、またその原因などもこれからしっかりと見きわめて、もし保険料が本当に高く払い切れないということであれば、やはりそれに対する軽減措置というのをもう少し見直していく必要があるのではないかなというふうに考えます。

それからもう一点、今回の改定の際に、赤字補填を繰り入れる額を今後残り5年間ということで割った後に、保険税の収納率を掛け合わせてやっていると、また金額を出しているんですけども、それということは、払っていない方の分もほかの支払ってる方が払うということになってるかと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えなのかお伺いします。

○保険年金課長（越中 洋君） 収納率の向上がですね……失礼しました。未納額がふえますと、やはり収納率自体が落ちてまいりますので、その必要な調定額に対する収納率が落ちることはですね、これ税の翌年度以降の税算定にはですね、大きく影響がございまして。ですので、やはり歳出側の医療費の抑制とともにですね、歳入の確保、これは大きな意味を持つものと考えてございまして、まずはこの滞納という未収金部分ですね、未納の部分を減らす努力、これは税の算定に当たって大きな意味を持ちますので、ここの努力はしっかりとしていきたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） もちろん影響するのはよくわかって、市の側はそれを徴収したいということはわかるんですけども、それを払ってる方で、また負担をするということは、払ってる人がさらに負担がふえていくということになると思いますので、そのあたりをほかの形で市のほうで未納の方の分を、何か考えるというようなことができないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の制度といたしまして、保険給付ですとかに係る、必要となる財源を公費で50%、残りの部分を納付金に充てることで保険税を財源とするというところで、こういう仕組みになってございます。保険税として必要となる額がこういう形ですね、必要となりまして、それに基づきまして納付金額定められることとなります。納付金額に充てるために、その保険税の総額がわかってくることになります。その保険税額にですね、過不足ないようにするためには、やはりその収納率を加味して税改定というのも必要となりますので、委員さんのおっしゃるところはこちらとしてもわかるんですけども、納付金に充てるため必要となる保険税というのを確保するために、税改定、改定率というのも算定させていただいてるところではございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） やりたいことはわかっているんですけども、何かそういったような措置が今後考えられないのかなというふうに思いましたので質問させていただきました。また、そちらについては今後ほかの議員の皆さんとも意見を交わしたいと思います。今回のことに関しては承知しました。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑ございますか。

○委員（上林真佐恵君） あと2点伺いたいんですが、6年間のこの激変緩和措置がある中で、6年間で解消あ

りきってことでお話が今もされてたと思うんですけれども、先ほど他の委員の方の質疑で、他市の状況ということで、市のほうでもこの都下の26市の状況とかいろいろお調べになってるというような御答弁あったんですけども、昨年やらなかった、見送ったっていう市もあったり、6年間でやる市もあれば、やらない市もあるということで、そういう他市の状況を市がいろいろ調査をされてるのかってことをもう一回確認したいのと、そういうことを当市の計画策定、6年間でっていう策定するときに検討されたかどうかっていうことを確認させていただきたいのと、あと、先ほどその他市との比較で東大和市は安いというような副市長の御答弁もありましたけれども、確かに先ほど大阪と広島の実例で、本市よりもっと高いつことで、これはとんでもないなと私は思ったんですけど、その他市との比較っていうことはもちろんあるんですけども、その本市の、他市からすれば、まだ東大和市は安い水準にあるのかもしれないですけども、この本市の東大和市に住んでる市民の生活からいって、この現在の保険税の金額が安いと思ってるのか。その他市との比較ということじゃなくて、本市の市民の生活からいって、どういうふうに市が安いと思ってるのか、高いと思ってるのか、それはどういうふうに認識されてるのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 本市の保険税率についてなんですけれども、これはやはり解消すべき赤字補填繰り入れがございますので、その解消に向けた取り組みに伴いまして、必要となる保険税率ということで考えてございます。これが急増しないように、こちらといたしましても、保健事業の一層の取り組みによる医療費の適正化ですとか、交付金の活用等で抑えていきたいというふうに、そういう努力は続けていきたいというふうに考えてございますし、また、東京都市長会を通じまして、やはり国のほうにもですね、公費の拡充というのを求めていきたいというふうには考えてございます。

以上でございます。（和地仁美委員長「他市を調べているのか、調べた結果を自分たちの結論にどうそういうふうにするのかということですか」と呼ぶ）

失礼しました。本市とですね、先ほど赤字補填繰り入れを行ってない自治体との比較はさせていただいたんですが、赤字補填で繰り入れを行ってる自治体の中でもですね、本市と被保険者数の規模が……

○委員長（和地仁美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

---

午前10時48分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（村上敏彰君） 本市のですね、保険料率の認識でございますけども、平成30年度からですね、国民健康保険は全国的に広域化されました。広域化されたことによりまして、各自治体ごとに標準保険料率というものが示されてございます。ですんで、こっちの標準保険料率につきましては約8割近い自治体が、これに近い保険料率を全国的にはですね、とってるということでございますので、本市といたしましても、東京都から示されました標準保険料率に近づける努力はしていきたいと、このように考えてございます。

あとですね、他市の保険料率との比較でございますが、こちらにつきましては、他市が平成30年度はですね、先ほど副参事のほうも説明がございましたように、定量的にうちのように6年間で解消する赤字解消計画を立てたところもございまして、そうではなくて削減しますというような定性的な赤字削減計画をつくってるところもございまして、それが今年度、平成30年度末にはですね、定量的なものを全ての自治体が出さなければならぬということございまして、その結果につきましては、先ほど言いましたように、東京都市国民健康



保険協議会、こちらは各市の課長レベルで構成する会議でございますが、そちらのほうで来年度集計をされると、このように認識してございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） その当市の市民にとって安いと思ってるのか、高いと思ってるのかっていう御認識を伺ったんですけども、その点について。

○市民部長（村上敏彰君） 先ほどの説明が足りませんでした。目指すべき保険料といいますのは、標準保険料率に近づけることが目標でございますので、その保険料が当市にとっては適正な保険料である、このように認識してございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） じゃ、適正だと思ってるということで理解をしました。

済みません、最後にもう一点なんですけど、保険税の改定率の算出をする計算式について、協議会の際に御説明いただいたんですけども、収納率を考慮して解消のための必要額っていうのを出すという計算式になると思うんですけども、その協議会の際の御説明では現年の収納率92.6%っていうことで数字が出てまして、ただ、先ほど29年度の納付率、収納率93.6%ってことで、速報値のこともありましたけれども、もうちょっと収納率を多く計算すれば、解消のための必要額っていうのも減るんじゃないかなっていうふうに思うんですけど、その点についてどうなってるのか教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 税の収納率につきましては、市民部統一の基準を設けてございまして、過去3年の最低の率を用いて算出するというのがございますので、それに基づいて、この92.6%の数字用いてございます。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第23号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は社会保障の一環であり、国民が医療を受ける権利を保障するものです。国民皆保険制度の土台でもあり、他の被用者保険に入れられない方が加入する最後のとりででもあります。加入者に無職の方や非正規雇用の方など保険料の負担能力が高くない方が多く、国の十分な公費負担がなければ成り立たない制度であるにもかかわらず、国はその責任を十分に果たしていません。国のかわりに市が一般会計から繰り入れを行

うことで、加入者の負担軽減を行ってきましたが、それでも保険税は高額で既に支払える限界を超えています。少なくない市民の方が、保険税が納められない、そのため保険証が手元に届かない、ぐあいが悪くても医者にかかれないなど深刻な状態に置かれています。

市は国の言うとおりに一般会計からの繰り入れを赤字と位置づけ、これを解消することが制度の安定につながると思いますが、結果的に保険税が高くなってしまえば、安心して医療を受けられることができなくなるのですから、本末転倒です。市民にとってみれば、これ以上の値上げは命と健康が脅かされることを意味しています。

国保制度が社会保障である以上、その保険料は加入者が安心して支払える金額に設定するべきであり、そのために市は国や東京都に十分な財政負担を求めるとともに、それが実現するまでの間は市が繰り入れを続けることで、市民の命と健康を守るべきです。

6年連続値上げの計画がスタートする前、市の一般会計からの繰り入れは直近の3年間、平均でおよそ7億7,000万円という金額でした。大きな金額であることは確かですが、それでも市民の命にはかえられません。住民福祉の増進を図るという自治体の基本的役割を果たすため、今後も一般会計からの繰り入れを行い、加入者の負担軽減に最大限努めるべきだと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○委員長（和地仁美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第23号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員退席のため暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前10時55分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題について、本件を議題に供します。

本件につきましては、正副委員長において修正いたしました所管事務調査報告書（案）を事前に御配付させていただいております。

それでは、調査報告書（案）について御意見等ございましたら、御発言願います。

特にございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 1点、委員長のほうからあります。

（案）の1ページ目、下に1と振ってあるページですけれども、一番上の調査項目の設定の経緯と調査活動の概要、ここの下から3行目の文頭のところに、計8回というふうになっておりますが、ここは本日までを入れますので、一番最初のこのかがみについてありますように、計17回の委員会と視察も入っておりますので、この17回の回数には、委員会開催と視察という形に、ここだけ本日の分も入れて訂正をいたしますので、御了解をお願いいたします。

特に御意見がないようですので、定例会最終日にこちらの内容で報告をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

本所管事務調査につきましては本日の調査をもって終了したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） とても充実した調査をありがとうございました。

御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○委員長（和地仁美君） これをもって平成31年第3回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時57分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美